



筑紫女学園大学リポジット

第一次幕領期蝦夷地の場所経営：
経営方法の変化と実務官僚の認識の推移を中心に

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2014-02-17 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 寺崎, 仁樹, TERASAKI, Yoshiki メールアドレス: 所属:
URL	https://chikushi-u.repo.nii.ac.jp/records/270

第一次幕領期蝦夷地の場所経営

— 経営方法の変化と実務官僚の認識の推移を中心に —

寺 崎 仁 樹

The Management of “*Basho*” during the First Period of Government Control of Yezo Region
— The Changes of Management Methods and Transition of Working Level Bureaucrats’ Recognition —

Yoshiki TERASAKI

はじめに

寛政一一（一七九九）年一月、幕府は東蝦夷地の七ヶ年仮上知を決定し、近世史上はじめて蝦夷地を直轄地とした。この直轄化は、享和二（一八〇二）年七月に東蝦夷地永上知、文化四（一八〇七）年三月に西蝦夷地追上知、そして文政四（一八二一）年十二月の蝦夷地還付まで、前後二十三年間に及んだ。この直轄期間は安政二年以降の直轄に対し、第一次幕領期とよばれる。この蝦夷地経営において最も中心的な存在であったのが、場所経営である。

蝦夷地の場所経営は、その方法を直轄当初は直捌制としつつも、文化十年までに全島で請負制を復活させる。この変化の意味について『新北海道史』は、直轄により松前藩領時代の請負商人による夷人酷

使という宿弊を除き、十分な夷人撫育をとげるといふ政治的目的をすでに達成したために、不経済な直捌制を排し、請負制を復活させたとした。またこれとは違い『松前町史』は夷人撫育とは無関係に、直捌制による不経済な場所経営を廃する目的で、請負制を復活したとしている。さらに尾崎房郎氏は一歩進んで、場所請負制は幕府による増収意図の表れで、幕府財政における蝦夷地の財源化であるとしている。

ところで第一次幕領期蝦夷地での、場所経営方法の変更は以下の通りである。寛政十一年東蝦夷地直轄化と同地での直捌制採用、文化四（一八〇七）年西蝦夷地追上知と同地でのソウヤ・シヤリ・カラフトⅡ奥三場所を除く請負制採用、文化六（一八〇九）年奥三場所での請負制採用、文化七（一八一〇）年東蝦夷地エトロフ場所での請負制採用、文化十（一八一三）年東蝦夷地一円での請負制採用となる。この

経緯は事実としてはよく知られおり、上記のようにそれへの評価もいくつがある。しかし、これらによれば、この変化が一樣の方向に推進されたかに思われるが、実際は様々な見解の相違を経て変化したことが明らかになった。本稿ではこの点につき、主に現地で場所経営に参加した実務官僚の経営方法Ⅱ直捌制または請負制に対する認識がいかに推移したかを明らかにしたい。

議論の前提として場所経営の方法について若干の説明を行う。蝦夷地の場所請負制は松前藩の藩士への知行宛行として海岸沿いに設定された場所での漁業権と商業権を、請負商人に請負わせ、請負商人が場所における漁業・商業活動を通じて得た利益の一部を連上金として、藩士へ納入させるものであった。この請負制は享保期ごろ成立したもので、幕府の蝦夷地幕領化と直捌制採用はこの制度の大幅な変更であった。場所請負人は三湊Ⅱ松前・江差・箱館の商人がなったが、彼らは店のある湊で、漁に必要な物資や場所での労働者の日用品、アイヌとの交易品も含め仕込みを行った。場所では運上家を通じ、和人の雇漁民や二八漁民と呼ばれる漁民、あるいはアイヌと労務契約を結んだり商業活動を行うなどした。ここで得た産物は更に請負商人の本拠へ廻送され、そこで売り捌かれ、あるいは本州の各地へ移送された。一方で直捌制は寛政十一ノ文化九年の東蝦夷地という、限られた時期の限られた場所でのみ展開したが、以上の経営を全て官営にしたもので、各場所の産物は全て箱館会所に集荷された。ただし、東蝦夷地では二八漁民は存在しない。

一 直捌の理念と請負制復活の端緒

東蝦夷地では寛政十一年に七ヶ年の仮上知が施行され、近世史上初めて蝦夷地が幕領となった。この上知は十八世紀後半以降活発となった北方におけるロシアの活動を受けたもので、国防上の措置と考えられる。蝦夷地の経営に乗り出すこととなった幕府であるが、蝦夷地経営上、場所経営は不可分の課題であり、これについてはいち早く議論の対象となった。この段階での場所経営に対する認識は次の【史料一】によって知ることが出来る。

【史料一】

今度蝦夷地御用之御趣意者、彼嶋未開之地ニ有之、夷人共衣食住之三も不相整、人倫之道も弁へざる儀、不便之次第ニ付、此度御役人被遣、御徳化及教育をたれ、漸々日本之風俗ニ帰し、厚く服従致し、萬々一外国より懐け候事など有之候とも、心底不動様存込セ候儀、御趣意之第一ニ候得共、しかりとて、只今俄ニ事を弛メ、或ハ猥ニ物を与へ、急速ニ服従を取候様ニ而ハ、往々際限も無之、却而永続も致間敷候間、先当時之所ハ土地に仕馴候交易之業を以夷人共潤ひ候様可致、此交易之儀是迄之通町人共計之取計ひに而者、彼是不正之儀も有之哉ニ相聞候間、此度者御直捌ニ相成、夫々御役人交易場ニ罷在取捌候筈ニ候、扱此主法救之故とハ申ながら、猥に弛メ候而者不宜候間、交易之極メハやはり是迄之姿ニ居へ置、升目、秤目等不足ニ無之、并悪敷品等不相渡、聊

以不正之筋無之様精々吟味致し、夷人共相歡び、稼方出精致し候様可取計候、右躰交易正しく相成候二付而者、追々出荷物等も相増可申候得共、今度之御趣意曾以御益を謀り候儀者無之候間、其所二目をつけず、只々夷人共潤ひ候儀、専要之目当二いたし、取計可申事、(後略) 括弧内は筆者 以下同様 『休明光記附録』、以下『休明』、卷之一)

これは寛政十一年二月十日に蝦夷地取締御用掛で勘定奉行の石川忠房が、同掛の書院番頭松平忠明・目付羽太正養・使番大河内善兵衛・勘定吟味役三橋成方に配布した、蝦夷地御用の大意を示した書付の一部であるが、これにより以下のようなことが知られる。

- ① 夷人に対し徳化を及ぼし教育を行うことで日本風俗に帰せしめ、仮に外国にロシアが手懐けようとしても、それになびかぬようさせることが、今回の御趣意の第一である
- ② 町人を通じた交易によっては、何かと不正が多いので、今回は直捌を行うはずで、場所ごとに役人を置き、これを通じた公正な交易により、夷人が潤うことが専要である

③ 交易による当方の利益は二の次で夷人が潤うことを第一とする
蝦夷地直轄事業の中心的存在である彼らの意識としては、今後実施されるであろう直捌は町人によって行われる交易に場所請負制とは異なり公正な交易で、これにより夷人に利潤を垂れ、そのことによって夷人への日本風俗を拡大し、ロシアの蚕食・接近に対する防衛として作用させようとした。「此度大造之御入費を御厭無之蝦夷人伏従を計

候ハ、赤人おのづから遠ざかり可申」(『休明』卷之一) という認識にも表れるように、夷人の服従は、即ちロシアへの国防と考えられており、そのための経費は厭わないという姿勢が認められる。享和三(一八〇三)年の筆だが、羽太正養は「魯西亞の国政を聞くに既に人の開きて制令ある国を奪ふ事をなさず、只いまだ火食をもしらぬ国々を教化するのみにて、譬ハ封界ありて、是より天竺是より漢土・日本といふ地へハ、交易はなすとも理不尽ニ犯す事せずと聞けり」(『辺策私弁』)と述べ、ロシアは領土拡張において無主地への教導をもって行うも、それは軍事力を伴うものでなく、明確に主権のある領地への侵略は行わないとの認識を示している。直轄当初の場所経営方針に直捌採用は、このロシア観をベースに、不正交易を追放し夷人へ「潤ひ」に撫育を行うことで、夷人の日本化を行い、以て国防の充実を図るもので、その意味で、直捌・撫育・国防の三つは不可分のものと捉えられた。

直轄当初はおそらくこのような考えで直捌制が採用され、場所経営が展開したと思われる。しかし、享和三(一八〇三)年に東蝦夷地の永久上知が決定すると、俄かに直轄当初とは異質な論理が混入された。すなわち夷人風俗の改変や「都而利得ニ響き候類之儀」(『休明』卷之九)が慎重に扱われるようになる。上記直轄当初の方針からすれば、風俗改変や経費に糸目をつけないことは根本的な立脚点とも言える内容である。その意味では「蝦夷地経営の消極化」と評価することも可能であろう。ただ老中自ら「是迄之御試中と者違ひ、永久之御処置二候得者、御入費等可成丈心を用ひ、不相嵩様取計可申者第一之事二候

間、其所者深く心を用ひ、聊にも御不益之儀無之様心得、取扱可被申候。」と、永久の処置ゆえに経費を節減しようとするもので、「御仁徳を顕し候儀第一ニ心得、聊二而も御不徳に響き候儀無之、蝦夷人伏従者不及申」（『休明』卷之十）と述べ、夷人の服従が第一の方針であったことは確かである。しかしこうした方針転換は、場所経営の方法にも一定程度の影響を与えることとなった。すなわち、勘定奉行所の論理が新たに登場し、直捌制に加え、これ以後の場所経営方針のもう一つの核となる請負制採用へ向けた端緒が垣間見られる。

【史料二】

一、蝦夷人介抱御取締筋之事は御趣意もありて奉行被仰付たる程の事なれば、其手先官吏も御家人の勤方にあらざれば事ゆくべからずといへ共、交易方の事は素より町人の所業なれば、身厚なるものに引請させ、相応に御手当被下、手金を以仕入物致させ、其仕入金の歩合は相応ニ被下、品に寄下代給料其外をも御手当有て場所に交易を取計せ、当時勤居る處の通詞番人等は其俣さし置、官吏は只其上に在て彼等が不正を糺すのみを勤とせば、御入費も軽く、御人も多からずして弁ずべし、長崎抔も、最初は町人共自分仕入にて交易し、後には地役人と唱へ、商売方并異国引合事の一式を引請取計ふ例もあれば然るべしとの事也、此方御答書に申には、此儀、場所々に官吏共附添、其不正を糺すと申せば、一通りの引受よりは聊其品は変るといへども、其実はやはり町人請負なり、畢竟私領の時此町人引請より流弊を生じ、蝦夷人悉く難

儀し、連々外国人に志を通ずる様になりけるゆへ、此御用も起りし事也、然れば当御用御取締の眼目は全く蝦夷人伏従の一事に帰する事なり、しかれば、此伏従と申も、猥に介抱のみを厚くし、頻に物をあたへ、美食を給させなどして一時の歓をとる訳にあらざ、其根本は、松前の苛政に引かへ、交易其外万事進退向後公儀の御直捌に成たりといふ處、蝦夷人の歓喜第一にて、全く伏従の基本なり、（中略）蝦夷地は介抱撫育第一の御趣意にて交易は其次なれば、長崎とは同日の論にあらず、（後略）『休明光記』

卷之四）

箱館奉行（享和二年二月に蝦夷地御用掛を廃し蝦夷奉行が新設され、更に同年五月に改称した）から勘定奉行に享和二年九月一日に発せられた、同年七月十三日の勘定所よりの伺に対する返答書を編纂したものの一部である。ここには勘定所と箱館奉行所、双方の立場から場所経営の方法が論じられている。勘定所の論理は、交易は町人の所業で、町人へ引き受けさせ官吏は町人の不正を監視するものとすれば、官吏の人員削減が可能で経費の節減につながるというもので、さらに長崎貿易の例を引き合いに出して論じている。一方で箱館奉行所は、蝦夷地御用掛の論理とほぼ同様の理屈で反論する。勘定所の言う官吏による不正取締を加えたとしても結局は請負制と同じで、そもそも松前藩領時代の請負制の弊害が夷人の外国への服従をもたらし、今回の御用を生じさせたのであり、その御用の眼目は夷人の日本への服従である。現在は直捌であるということで蝦夷人の歓喜をよんでおり、それこそ

が全く服従の基本である。介抱撫育が第一である蝦夷地においては、長崎と同じ論理では語れない、とするわけだ。

箱館奉行は老中とも相談の上で、風俗改変や経費節減に同意し、それを奉行所の方針として掲げたが、ここに見る限り、風俗改変という方針は落ちたが、夷人の介抱撫育を蝦夷地経営の柱としており、それは全くロシアとの関係からもたらされるものであったといえる。その意味では、この段階でも直捌・撫育・国防は不可分なものであると捉えられていた。一方、勘定所は箱館奉行とのやりとりの中で、「町人引請の事、品々の故障あるよしなれば強て申がたし」(『休明光記』卷之一)と、請負制への転換は放棄したが、この段階で初めて請負制の導入案を提示した。享和二年の東蝦夷地永久上知は、蝦夷地経営全体では確かに「消極化」の面も認められるが、場所経営の方法を見る限り「消極化」とは言えず、しかし場所経営の方法を巡り新たな論理が登場したという意味で重要な画期であった。

二 西蝦夷地の上知と請負制の採用

文化四年三月、西蝦夷地の追上知が決定され、これにより蝦夷地全域が幕領となった。同年四月七日、老中牧野忠精は箱館奉行羽太正養に対し、「町方且在方漁獵請負等いたし来候もの共迄、都而生業之儀、是迄二替候事無之儀二候」(『休明』一件物卷之二)と、西蝦夷地における場所請負制の存続を伝えた。実はこれは箱館奉行の見込と異なり、西蝦夷地の請負制については「先其俣為受負置」て、「猶追々御役人も可被差遣事」として、一旦は請負制を存続させるものの、それは時

限的な措置で、どうもそれ以後は請負制ではなくなるとの見込みを持つていたらしい。(『休明』一件物卷之二) この請負制の採用は、採用されたという事実のみが知られ、その具体的理由等は詳らかではない。しかし松前藩領時代の寛政十二(一八〇〇)年以来、藩主手捌₁直捌₂制が採用されていた、ソウヤ・シヤリ・カラフトの奥三場所でも請負制を採用すると決定するまでの経緯から、その理由の一端を推測することは可能である。

文化四年四月二十六日に箱館奉行戸川安論が老中牧野忠精に宛てた上申書によれば、ソウヤ・シヤリについて「是迄若狭守手場所二有之候二付、上知之上も矢張御直捌之場所二付、支配向差向、御取締者勿論、其外差引等可為仕奉存候」(『休明』一件物卷之二)と、藩主松前章広の手場所であったので、今後も直捌制で経営する場所で、役人を差向けて種々の差配を行うべきであると認識されていたし、前後の文脈から当然カラフト場所も同様と考えられていたことが分かる。ところが同年七月二十二日付の老中奉書の別紙により奥三場所での請負制導入が指示された。

【史料三】

「卯八月五日到来御奉書之御別紙、」

西蝦夷地之内そうや・しやり・并からふと嶋之儀ハ、松前若狭守手場所二付、向後も支配向之者直捌二取扱候筈、先達而被申聞候得共、右三ヶ所之儀も、内実者請負之町人共有之趣二相聞、手広之地二も候間、以来直捌二致候而者、仕入物等御入用も可相掛候、

此節其地之費用も多端之事ニ候得者、乍内実も町人共引請罷在候儀ニ候ハ、矢張是迄之通為取扱置、直捌之儀者相止候様可被致候、左候得者、先達而彼地在所江相触候趣ニも符号致し、人氣も穩ニ可有之候間、旁右之通可被取計候、以上、

七月廿二日

青 下野守 (忠裕)

土 大炊頭 (利厚)

牧 備前守 (忠精)

松 伊豆守 (信明)

戸川筑前守殿

羽太安芸守殿 (『休明』別卷四)

これによれば、いわゆる奥三場所の経営実態は、手捌とは唱えながら実際は請負と同様であるので、直捌を行うはずだとする箱館奉行からの伺いもあったが、仕人物の入用もかかり、蝦夷地御用についての費用も現在多端の折柄であるし、西蝦夷地の他の場所で請負を行うと触れたこととも符合するので、直捌は行わず請負制を实行する、と通達された。

箱館奉行は一旦これを承諾するが、『休明』別卷四)さらに調査を進め直捌の続行を申し立てた。調査によれば、奥三場所の経営形態は、漁の仕入れに關しては撰州兵庫津の柴屋長太夫を通じて行い、彼の仕入れたものを元金に五分の口銭を加えて買取り、さらに柴屋の手船でそれら買入れた物資を場所へ仕込み、場所では松前章広の家来が勤番として詰めており、この家来が夷人との交易などを行っている。こ

の交易で得た産物を再び柴屋の手船に運賃を払って松前へ入荷させるというものであった。(『休明』一件物卷之三)この取引形態自体は、箱館奉行が指摘するように請負とは言いがたい。これをふまえて、更に以下のように直捌の存続を申し立てる。

【史料四】

(前略) 三場所之内、縦令カラフト嶋者去年来異国人乱妨等之義ニ付此度十分之漁事難出来、シヤリ・ソウヤニ而も、是迄之通、長太夫江仕人物為引受、買上、手船之分も雇遣、交易之義者東蝦夷地振合を以取計候とも、御不益之筋無之、蝦夷人介抱等者受負人ニ而仕置候よりも手厚行届可申趣ニ御座候間、先達而是迄之通先請負場所居置候様之御沙汰も御座候得共、右者前文取調申上候通、長太夫請負と申筋ニも無之上者、直捌ニ而諸事取扱候積ニ付、則同人代申立候趣を以、御用達共より差出候書面相添、此段申上置候、以上、

卯 十月

戸川筑前守 (『休明』一件物卷之三)

カラフトでは昨年来のロシアによる襲撃で十分な漁が出来ないが、ソウヤ・シヤリでは柴屋に仕人物を引き受けさせ、その場所産物の買上も会所で行い、また柴屋の手船を雇って、交易も東蝦夷地同様に行っても「御不益」はないし、請負人に夷人介抱をさせるよりも手厚く行届くので、直捌による場所経営を存続させたい、というわけである。直捌を存続させたいという意味では従前の主張と変わらないが、より

注目すべき点は、第一に従来直捌と夷人の介抱は不可分とされていたのに対し、ここでは請負よりは直捌のほうが夷人介抱が手厚に成るとした点、第二にこの奥三場所での直捌による経営が決して「御不益」ではないとして、はじめて場所経営を採算性の観点から論じた点である。これは享和年間に勘定所に行った反論からすれば大きな後退といえるし、老中の決定の前で従前の主張・論理による最大限の抵抗ともとれる。また西蝦夷地の他場所で請負制が採用されたこの段階では、請負制による夷人介抱も一定程度可能であると認めざるをえない状況でもあった。

奥三場所では結局請負制が採用された。享和年間に勘定所が唱えた場所経営における経費節減、その方法としての請負制の採用と、この奥三場所での請負採用とは経費を問題とした点で共通しており、連続性が予想される。享和年間からこの時期にかけて、勘定所の論理は幕政を決定する老中のレベルまで拡大したかと思われる。ただし、文化四年十一月五日に松前奉行（同年十月に箱館奉行より改称）吟味役の高橋重賢により松前市中・名主・町惣代・場所請負人・惣百姓へ触れられた「申渡」の最初に「蝦夷人教育介抱等厚く取計候儀専要之事相心得可申候」（『休明』一件物卷之三）と述べられたように、夷人への介抱は必ずしも軽視されたのではなく、西蝦夷地の経営にあたっては請負制と夷人介抱が両立するものとして、観念しなおされたと見るべきである。いづれにしろ、その結果、直捌・撫育・国防を不可分として直捌制を展開する東蝦夷地と、そう見ずに請負と撫育の両立を可能と見て、経費削減の観点から請負制を展開する西蝦夷地とで、二つの経

営方法がしばらくの間、並存することとなった。またこの段階では、請負制を推進する論理は経済的観点からのみ唱えられ、積極的に直捌制を否定する論理とまでは進展していなかった。

三 請負制論者の拡大

文化四年十月二十四日に勘定吟味役から河尻春之（納戸頭兼帯）と村垣定行が松前奉行に補任された。それと前後して、同年十一月十八日に蝦夷地直轄当初から御用に従事した羽太正養が、続いて文化五年四月五日に戸川安論がロシアによるカラフト・エトロフへの襲撃事件（文化魯寇事件）の責任を取らされる形で奉行を罷免された。この両奉行の罷免後、一部で場所経営をめぐる考え方に大きな変換が見られるようになる。

【史料五】

一、先達而申上候通、御取納高、定式御入用差引候得者、御益筋も不相見候二付、得と勘弁仕候處、西地之儀者私領引付之通場所々々請負二有之、奥三場所と唱、ソウヤ・シヤリ・カラフト之儀者、私領之節手捌二有之、御料二相成候而も御手捌二有之候處、是又請負被仰付候方御益二も相成候二付、当秋中請負之積被仰上、右伺之通御下知も有之候得ハ、西地之分は不殘請負二罷成、左候へハ御仕入物も無之、会所入用、其外品々相減、餘程御益も出来可仕と奉存候、然ル処東地之儀拾ヶ年来御料所二而御手捌二有之、其年之猟業豊凶二寄、私領之節請負運上金高より取増候手柄も有

之候得共、一躰之平均ニ而ハ私領之節運上金高よりハ相減候處、是迄多分之御入用も相掛、此上御手捌ニテ差置候得者、弥増御失費のミ相掛、迺も御益出来と申程二者至リ申間敷哉ニ奉存候ハ、東地不残元形之通請負ニ被仰付候へハ、御役人之儀も御減少有之候而も御差支之儀も有御座間敷哉ニ付、御役人半減ニも御人減有之候へハ、被下物御手当等ニ而五千兩餘も相減、其外場所々々請負相成候へハ、箱館御役所并会所入用、其外御手捌二付御入用相掛候廉々も不少、是又餘程減ニも罷成、左候へハケ成ニ御備御手當も相立、往々御備金も出来可仕儀と奉存候ニ付、吟味役柑本兵五郎共一同評議之上、兼而淡路守（村垣定行 松前奉行）殿江も申上置、此度肥後守（河尻春之 松前奉行）松前表へ御帰郷御打合之上御評議御座候處、御同人ニも、拙當時之妾ニ而ハ御取締も不宣、御改正之詮も無之ニ付、東地請負人減し之積御伺被成旨御評決相濟、一件書物等も御持參、尚又江戸表ニおゐて御評議も御座候趣ニ御座候、前書之通、東地請負等ニ相成候へハ、東西蝦夷地共一統之取扱罷成、却而御取締宜、往々御益も出来可仕儀と奉存候、（阿部家文書（以下、阿部）「蝦夷地御用内密留」）

文化五年十一月に作成されたこの史料からは以下のようなことが知られる。収納高から定式入用を引いたならば利益もないようである。西蝦夷地は松前藩領時代のまま請負制が実施されており、奥三場所も当初は直捌制が実施されたが、請負制を実施したほうが利益ともなるので請負制の実施を伺ったが、伺い通り下知されれば西蝦夷地の場所

経営は全て請負制となり、そうならば仕入物もなくなり、会所入用も減り相当の利益となるだろう。しかるに東蝦夷地では十年來直捌制が採用され、年にもよるが平均して松前藩領時代の運上金高よりも少なく、今まで相当の投資も行っており、このまま直捌を採用してはとて利益を生むとは思えないので、東蝦夷地も元のように請負制を採用したならば、役人の数を減らしても問題はなく、役人を半減したならば手当で五千兩も減り、箱館役所や会所入用等の分も減少するので、そうなればゆくゆくは御備え金も出来ると考えられる。そこで吟味役（並）の柑本兵五郎らと一同評議し、以前から奉行の村垣定行には申上げているし、今回同河尻春之にも評議したところ、当人も東蝦夷地請負制採用を老中（？）に伺うということで評決した。また江戸においても同様の評議が行われている模様で、東蝦夷地で請負制を採用すれば、東西とも同様の取り扱いとなり、取締も宜しく、利益も生まれるだろう。

この【史料五】の作成者は勘定所から派遣された蝦夷地御用立合の普請役である松本又右衛門で、一定程度勘定所の論理を代表する人物であると思われるが、この松本と松前奉行所の吟味役並という高官である柑本兵五郎が東蝦夷地場所経営での請負制復活を望むような議論を行っているのは興味深い。そしてその際に用いられる論理はやはり、請負制復活による経費節減という観点であり、さらにそこから利益を生み出そうという観点である。しかもこの話は、松前奉行にも伝わっている話であり、村垣は定かでないが、河尻にあっては賛成を表明している。また江戸においても、どのレベルかは不明だが、同様の議論

がなされているようで、それなりの勢力をもった考え方であったようだ。文化四年を挟んでかなり広範に経費節減・請負制採用という勢力が広がったと見て差支えないだろう。文化四年は西蝦夷地の熟知に伴い河尻・村垣両奉行が補任され、また翌文化五（一八〇八）年には四十名近い松前奉行所役人の増員が図られ役所の人的構成は様変わりしたといえる。河尻と村垣は勘定所による御用立会の設置を望み、松前奉行所の会計にかかわる一切が、この後勘定奉行所派遣の御用立会の監査を受ける仕組みを構築するなど、就任以来経費節減に取り組んだ人物であったし、勘定吟味役出身という来歴からも、彼らの松前奉行の就任は勘定所側の意思が反映されやすい環境を作っていた可能性は否めない。またより下級の官吏が現状の体制に疑問を感じていたことも想定される。

【史料六】

一東地子モロ場所へ丑より寅春迄ニ金錢并仕入物ニ而五百兩程可相廻処へ漸百五十兩箱館より相廻候ニ付、夷人江渡物等ニ差支、度々箱館江催促いたし候得共、一向不相廻候ニ付、子モロ詰下役田口久次郎・向井勘助・重松惣五郎三人ニ而自分之金子取集六拾兩程入賄置候由、右之通仕入物手薄ニ成候ニ付、土産物も出劣候由、一前々者取続兼候夷人江者前借をも渡候由、近年ハ金支ニ而、夷人より産物差出候而も、代錢品物等不相渡借置候場所も有之候ニ付、夷人之氣請悪敷、産物出方減候由、右子モロ杯ハ鱒・鮭ニ而

一ヶ年ニ凡壹万石目より壹万五千石目迄も出候場所之処、去寅年者漸五・六千石目程出候由、諸産物共ニ出劣候由（阿部「蝦夷地御用内密留」）

作成者は不明だが、文化四年十二月に作成されたこの史料は、当時の東蝦夷地の場所経営が十分に機能していなかったことを示している。ネモロ場所では文化二～三年春までに金錢と仕入物で五百兩廻すべきを、箱館からは百五十兩しか廻ってこず、夷人への渡物に差支え、箱館へ催促しても廻ってこないで、ネモロ詰の調役下役田口久次郎は自分の金で六十兩ほど調達したということで、仕入物が手薄となり産物が減少している。以前は生活難の夷人へは前貸も行ったが、現在では金支えで夷人が産物を差出しても代価がなく、逆に借り置いている場所もあり、夷人の受けが悪く、ネモロでは産物が激減している。

この史料では、他にもエトロフにおける抜荷、サマニにおける公金の横領、シツナイにおける夷人の役人不信などを挙げ連ね、東蝦夷地における夷人介抱について「惣躰氣請悪敷、夷人も怨居候」と、批判している。この作成者にあつては、現状の体制では夷人介抱が機能していないと判断したようだ。同じ頃、近藤重蔵は「蝦夷地上地被仰出候義ハ、異国境取メ・夷人撫育之御主意ニ有之候處、肝要之御主意ハ余事ニ相成」っており、「近來蝦夷地をせこめ、夷人手当之諸品ハ勿論米迄も減少いたし候ニ付、場所々々詰合役人初支配人・番人・夷人迄氣受不宜」（『大日本近世史料』近藤重蔵蝦夷地関係史料二）と、同様の事態を指摘するのみならず、役人や支配人・番人という和人から

もこの状態に対して不満がある様子を伝えている。このような状況から、現地の実務官僚にあっては、請負制の導入を支持するようになるものもいたのだろう。

時期はズれるが、在任の河久保忠兵衛は文化十一（一八一四）年十一月十日付の書状で、直捌制が実施されていた当時を「元御手捌中ニも心得違不正之ものも俣有之、耽と見聞仕罷在候儀不少事ニ御座候」と、直捌中の役人の不正を見聞した事実を述べ、「御手捌中者清潔廉直と一概等におしなへても難申」と、直捌を実施することが必ずしも「清潔廉直」な場所経営を意味するものでないと指摘している。河久保に関して興味深いのは、【史料一】に掲げた書付の内容をこの中で書写し、誠実な交易を通じて夷人の服従を得ることを「眼目之御趣意」としながらなお、直捌制で経営される場所で「追々場所詰之ものも代り、右之御趣意ニもいつとなく振れ、却而齟齬」（阿部「蝦夷地御用中一件留」）してしまっており、それゆえに請負制を継続させる（この段階で東蝦夷地は請負制に移行していた）ことを支持している点である。【史料六】とともに、ここからは少なくとも、直捌中に現地の役人らの不正や、箱館からの十分な資金の廻送が困難となっていたために、直捌制による場所経営が、本来主眼とした夷人撫育に対し機能を低下させており、その意味で現地の実務官僚の中には、現在の状況を批判しうる状態となっており、その中から請負制移行に期待を示すものもあった。また、少なくとも河久保忠兵衛にあっては、箱館との関係で直捌制が機能不全と成っていたというばかりか、直捌制により場所を経営する主体としての役人が、本来の趣意から離れてしまった

と考えており、「経費節減」対「経費を惜しまず撫育を行う」という、従来の請負と直捌との対立する枠組みを超え、直捌と撫育が不可分であるとする、直捌制支持者が所与の前提とする観念それ自体に疑問を呈した点で重要であろう。

いずれにしろ文化七年末ごろから具体的に勘定所からの要請で、請負制復活に向けての調査が開始され、文化九（一八一二）年には請負制の復活が決定し、文化十年から東蝦夷地において全面的に請負制が採用された。

四 東蝦夷地請負制採用以後の動向

文化十年に東蝦夷地で請負制が導入されたのは、前節で見たような請負制へ向けての奉行レベルから在任のレベルまで、幅広い支持を受けての事であった。しかしそのことは蝦夷地の御用にかかわる全ての層で請負制を支持したことを意味しない。蝦夷地直轄化当初よりの直捌・撫育・国防を不可分とする意見が全く廃れたわけではない。

在任の牛袋左兵衛は、東蝦夷地で請負制採用が決定した文化十年に蝦夷人の「介抱手当」に関して「御手捌とも誤違受負人共之儀ニ候得者、利殖而已ニ迷ひ、万々一手当届兼候儀も有之候而者、是迄御仁惠被下候甲斐も歎ケ敷奉存候」（阿部「蝦夷地御用中一件留」）と、利益追求の請負人による場所経営により、夷人への手当が不行届きとなれば、直捌中の仁恵の甲斐もなくなり嘆かわしいとした。勘定所からの蝦夷地御用立会で普請役の上川傳右衛門は、請負初年の文化十年の箱館の様子として、「いつれニも御直捌ニ而御不益夥敷御座候処、後々

之儀者勿論、差当此節抔者御仕入物其外不日立処迄も御費無之御益相成候義御座候」(阿部「蝦夷地御用立会勘定方帰府之上差出候書種類留 附御普請役帰府之上差出候書付」、以下「帰府之上」と、直捌制による経営は「不益」夥しかったが、今回請負制に移行したことで、仕入れを初め端々まで費用が掛らず利益となつていると、従来の請負制を容認する利益という観点から、今回の事態を歓迎している。

そしてまた彼によれば、「東蝦夷地場所々々是迄御直捌二而夥敷不益御座候処、当年より請負二相成候二付而者、夷人介抱行届申間敷由を以、主役方へ多分歎々敷由申候ものも有之、請負二相成候方格別御益之旨申候ものも有之」(「同」と、東蝦夷地の請負化について、上記「牛袋同様に「夷人介抱」が行届かなくなり嘆かわしいと「主役」||松前奉行へ申すものもあれば、格別の利益が上がる旨を申すもの)とがあらた様子を伝えている。奉行以外で直捌廃止を歎くものは種々想定されるが、牛袋のような在任もその中に含まれるだろう。請負制採用後も現地の実務官僚の中には根強く直捌制を支持する勢力があったことは間違いない。なおこの時期に小笠原長幸と服部貞勝が相次いで勘定奉行と兼帯して松前奉行を務めたことは意味のあることと思われる。長崎奉行の次とされた松前奉行を、同じ老中支配とはいえ、はるかに格上の勘定奉行が兼帯するのは、松前奉行所に勘定所の論理が反映されやすい状況といえ、しかも東蝦夷地で請負制が採用された丁度同じ時期である、文化十年一月~文化十一年四月までは服部のみが松前奉行に就いたので、この傾向はより強かったと考えられる。

直捌制の廃止を歎いていた官僚たちはただこの状況を歎くばかりで

なく、それなりの動きを示していたようである。西蝦夷地で文化九年以前のことであるが、吟味役であり蝦夷地直轄の当初から御用に携わつた鈴木甚内が直捌制を採用しようとする動きが見える。

【史料七】

西蝦夷地イシカリ場所年季切替二相成、引続キ請負入札可致処、甚内存寄二而いつれ二も御直捌之方御益之旨申立候由、依之御直捌二致候御入用積と是迄之請負金高と差引仕候處、御直捌之方御益之積二相成候由二候得共、淡路守殿手引不被致、入札為致候處、是迄之金高より増金有之、却而請負之方手数も掛不申御益二相成候處、前々より手広二取斗来候仕癖、兎角止不申程も致候得者、奉行衆江品触申取、右様之義申立候趣二御座候(阿部「蝦夷地御用内密留」)

松前詰の御用立会の勘定である小野半弥は鈴木甚内の様子について、勘定奉行へ提出したと思われる報告書の中で以上のように申し立てた。西蝦夷地イシカリ場所の請負年季が切れるに伴い、入札によって次の請負人を選定すべきを、直捌の方が利益が出ると、直捌の入用積りと請負金高を比較して言ったが、奉行の村垣定行はこれを手引きしなかつたという。鈴木甚内が何かにつけて奉行衆へこのような申立を行つていた様子が知られる。ここで小野が述べた内容は鈴木甚内が御用初期のように手広く蝦夷地経営を行うという旧例に泥み、種々の問題を抱えているということだが、鈴木のような、いわば古参の役人で、し

かも吟味役という松前奉行所内の次官級の役人が直捌制を一部でも復活させようと画策したという事実は興味深い。文化十一年には、「東蝦夷地去西年より請負二相成候二付而者、種々場所々々蝦夷人手当方不行届趣も相聞候二付、元之如く御直捌二不相成候ハ、穩ニ永続もいたす間敷哉杯御内談も御座候一(阿部「蝦夷地御用中一件留」と、請負二年目から、東蝦夷地での請負制採用により、場所での「蝦夷人介抱」が行届かず直捌制を復活させねば永続しない、との内談があつたようであるし、文化十四(一八一七)年にも東蝦夷地の経営方法を請負に据え置きながら、夷人撫育に関しては直捌同様に役人の手を通して行うようにするという提案(『東蝦夷地場所々々相統趣法申上候草案』)を行おうとした形跡がある。直捌制を望む声は実際の政策提案

としても、根強く残っていたといえる。また西蝦夷地での鈴木甚内のこうした動きが、請負制採用を是とした勘定所側の役人である小野から問題視されているのは注意が必要であろう。ここに一つの対立軸が想定される。次の【史料八】はそうした対立を示したものである。

【史料八】

松前御役所之儀追年御取締も付候趣ニ候得共、前々仕癖ニ而御入用相高候儀貪着不仕、主役之心取故、新規目論見等仕、又者是迄済来候儀を模様替等申立候得者、何事ニよらず、取上評議廻し等ニ相成候得共、可成丈ヶ取縮メ新規成儀者相略、ヶ成ニも相済候儀者其俣差置候様談判仕候得共、兎角御撫育之御趣意等も有之氣請ニ抱り候杯と蝦夷地発足之者之内二者、彼是手前勝手成事共申

出シ御入用引出シ候儀而已存付候物有之候(後略)(阿部「蝦夷地御用内密留」)

松前詰の御用立会の普請役である吉川周左衛門によれば、松前役所では年々取り締まりもよくなってきたが、前々からの仕癖で入用が高むことに頓着せず、奉行の気に入らうと、新規の目論見などを行い、何かと取上げて評議に廻すものがいたらしい。御用立会の方では種々談判し現状維持を求めるが、「蝦夷地発足之者」＝「蝦夷地直轄当初から御用に携わる者の中には、夷人撫育の趣意もあり夷人の「氣請」にも関ることであるなどと、支出を引き出そうとするものがある、ということである。ここには勘定所側の論理として批判の対象となっているが、例えば鈴木甚内のような古参の役人たちが、「夷人撫育」をたてにさまざまな提案を行っていた様子が見える。吉川の言うように、彼らの「夷人撫育」は手前勝手な論理で、あるいは単なるお題目に過ぎないかもしれないが、鈴木甚内が直捌制の復活を企てるなどの行為を行ったのは、この論理が背景にあったのだろう。前述の小野半弥も文化十一年七月に提出した報告書で、「蝦夷地御所置以来引継キ相勤候者者、兎角以前之仕癖止不申、御入用方之儀二者貪着不仕、都而氣請宜様ニと而已相心得取扱候趣ニ相見候一(阿部「帰府之上」と、古参役人が入用に頓着せず夷人の「氣請」ばかり心がけて政務を行っているように思える)としているように、古参役人のこのような論理は、勘定所側には一般的に認識はされた論理であったが、同時に受け入れがたい論理であったのだ。

おりしも幕府財政は窮乏に瀕しており、天明七（一七八七）～文化八（一八一二）年までの二十五年間、儉約令が間断なく発せられた。

さらに文化八年には、文化九年から五ヶ年間に渡る儉約令が発せられ、しかも従来になく徹底したものであった。この儉約令では儉約の具体策の第一に役所入用の削減を掲げており、役所ごとに定式入用の二〇パーセント削減を目指していた。^{三三}前記の勘定奉行の松前奉行兼帯という事態は、文化九年からということも考え合わせれば、この儉約の一環で、当時臨時費として莫大な支出を行った蝦夷地経営を引き締めるためのものとも考えられる。こうした状況下での、松前奉行所の古参役人の入用に頓着しない政策提案などは、小野や吉川のような、まさに松前奉行所の入用削減ために派遣されたものにとっては、到底容認できないものであったといっても過言ではなからう。【史料七】に引用した史料で、文化十年に小野半弥から徹底的に非難された吟味役の鈴木甚内・高橋重賢が文化十二年にそろって御用を外されたのも、それと無関係ではないのかもしれない。ともあれ、東蝦夷地一円での請負制復活後も、夷人撫育の観点から直捌を望む声が広範に存在したのであり、その復活へ向けた動きも存在した。その中心になったのが鈴木甚内のような古参の役人であった。彼らは場所経営以外の場面でも夷人撫育を眼目に据え、種々の施策を実行しようと試みた。しかし、そのことは、折からの幕府財政窮乏を受け経費の削減に努める勘定所側の役人との論理上の対立を孕んでいた。

おわりに

以上、四節にわたって、東蝦夷地直轄開始から、同地で請負制が採用される前後までの、御用に携わった実務官僚を中心に、場所経営に關しての認識を検討した。その結果、彼らの認識の変化は場所経営の変化と必ずしもパラレルというわけではなく、逆にそれを否定しようとする認識や、相互に対立する論理を内包していたことが明らかとなった。以下、少括として今後の課題を示したい。

まず第一に、撫育と国防の問題である。直轄当初の蝦夷地経営では、盛んに国防の問題が取上げられ、場所経営においても直捌・撫育・国防は不可分な物として認識された。ところが、請負制を支持する場合の論理からは、国防という観点が見えてこない。たしかに撫育そのものを軽視したわけではないし、文政元年にもエトロフ場所に關して、「夷人之氣請も不穩、異国境之離島御取締も相抱り不容易儀二付」（阿部「蝦夷地御用立会松前在勤御用留」と、「夷人氣請」と異国境の「取締」を関連させているが、このような用例はあまり見受けられず、この場合、エトロフという場所の特殊性から来ているもののように思われる。それよりもむしろ、撫育や介抱といった言葉が独り歩きし、それが場所経営の大義名分であるかのような印象をぬぐえない。^{三三}このことが場所経営全体に持つ意味の検討が必要であらう。また、直轄初期にロシアの領土拡大が武力を伴わないものと観念されていたことは示したが、文化期の北方への襲撃や、ゴロウニン事件などはこの認識を変化させずにいられなかったと思われる。実際には文化四・五

年の襲撃事件は、領土拡大のためではなく、通商要求のためではあったが、いずれにしろ具体的な武力の発動を前に国防をいかに捉えなおさざるを得なかったか、そこが問題になる。東北諸藩を動員した大規模な蝦夷地警衛は、国防という観念を捉えなおした結果とも言え、それと前後した請負制の採用というのも、その枠組みの中で検討することが必要であり、また場所経営の中心的な理念であると観念されていた、撫育・介抱をどのように再編したかも検討すべき内容であるかと思われる。

次に、役人の場所経営に関する認識が、直捌制と請負制を支持する二つの潮流を伴ったものであることは、本稿で検討した。これについては文化末年に至るまでは、直捌制を支持するものがいたことは確認できる。この枠組みとは違うが、本稿で言う、古参役人と勘定所系の役人との対立をもって、松前奉行所の解体を想定した論考もあり、文政期以降、奉行所解体までの実務官僚の動向はさらに検討の余地はあるかと思われる。

【付記】 本稿は東京大学近世史研究会例会（二〇〇五年二月二六日 於文京シビックセンター）で口述発表したものをまとめたものである。

- 一 『新北海道史』第二卷通説一 五三四―五三五頁
- 二 『松前町史』通説編第一巻下 一九八八年 三〇九―三二八頁
- 三 「文化四年全島直轄後の蝦夷地幕領政策について」（『地方史研究』二二二―一九八九年）

なお民間の動向については、拙稿「第一次幕領期の蝦夷地政策」〔論集きんせい〕二七号（二〇〇五年）

海保嶺夫「場所請負制確立期における場所境界論争」（『松前藩と松前』二十号 一九八三年）

和人の雇漁民とは給金を通じた労務契約、二八漁民とは場所での漁業権を認める代わりに産物の二割程度を納入させ、彼らの手船に載らない余剰生産物は買取、アイヌとは産物の買取を通じて、産物を収集した。

以上は榎森進「近世北海道における問屋制度の一考察」（東北史学会『歴史』四〇号 一九七〇年）、同「近世北海道の流通構造」

（『松前藩と松前』四号 一九七三年）、中西聡「場所請負商人と北前船―日本海海運史研究序説―」（吉田伸之・高村直助編『商人と流通―近世と近代へ―』山川出版社 一九九二年）を参考にした。

撫育と介抱はほとんど同様の意味で使われている（菊池勇夫『アイヌ民族と日本人』朝日選書 一九九四年）。本稿では出来る限り史料上の表現に従う。

【松前町史】松前町 一九八八年 三〇三頁

同史料の最後には「卯四月七日備前守殿御達之御書付、松前一円上地被仰出候後二付、前書之申上とハ致相違候」と、西蝦夷地での請負制の続行が、当初の見込とは異なっていたことが表明されている。東蝦夷地の直捌も同様に雇船を通じて仕込み品を場所に送ったり、あるいは産物を箱館に集荷させた。

文化六年の経営から採用される。

阿部家文書は福山藩主の阿部家に伝わるもので、蝦夷地直轄期の文化十四年に老中に就任した阿部備中守正精の収集によると思われる

史料群で、現在北海道立文書館に寄託されている。史料の使用に際しては東京大学人文社会系研究科教授藤田覚氏からマイクロフィルムの提供を受けた。

xv

吟味役以下調役下役格まで文化四年には二十九名だったものが、文化五年には六十六名にまで拡大し、新たに吟味役並も新設された。この際の人事の多くが勘定奉行支配の役人の転任であった。

xv

尾崎房郎「文化四年全島直轄後の蝦夷地幕領政策について」(『地方史研究』二二二―一九八九年)二―三頁

xvi

『松前町史』通説編一巻下 松前町 一九八八年 三一七―三三三頁

xvii

大口勇次郎「寛政―文化期の幕府財政 ―松平信明政権の性格―」(尾藤正英先生還暦記念会編 『日本近世史論叢』下巻 一九八四年 吉川弘文館)二二〇―二二二頁

xviii

菊池勇夫「近世後期の幕藩権力とアイヌ―『介抱』の論理と『被下物』―」(加藤栄一・北島万次・深谷克己編 『幕藩制国家の異域・異国』 校倉書房 一九八九年)では「『介抱』が商人の私曲を排除するといながら請負制は頑として存在し続けたし、結局のところ儀礼と『被下物』の体系が請負人とアイヌとの間の矛盾をかわず、安全弁たる役割しか持たなかった」と(二三七頁)、撫育・介抱に対して否定的見解を示している。

xix

佐藤匠「第一次幕領期の蝦夷地支配 ―箱館奉行所の分析―」(『日本地域政策研究』創刊号 二〇〇三年)